


所管部課	総務部 防災安全課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市災害対策本部条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市地域防災計画の修正に伴い、災害対策本部組織や分掌事務等の見直しを行うことから同規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部本部員から会計管理者を削除 ・災対部の名称のうち消防団本部を災対消防団に変更 ・災対各部の分掌事務等の見直し（避難所開設及び運営、被災住宅及び宅地の危険度判定等） ・文言修正 <p>(2) 施行日</p> <p>公布日施行とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>現状の組織、事務分掌を踏まえた災害対策本部の運営が可能となる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正（案）文については、文書課による事前審査済み。 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、市長決裁を経て、同規則を施行したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。